

知的障害者が地域で生活する場合に必要な介護や生活支援について

ピープルファースト東京 2004.3.3

ここ数年入所施設から地域生活への移行ということが、国や自治体レベルで具体的な行政の施策として言われるようになってきました。それらの施策の中では、家族による介護を前提とした地域生活ではなく、必要な社会資源を地域に作り出していくことで地域生活を支援していくという基本的な考え方が強く打ち出されています。

例えば東京都では地域生活支援のために下記のような具体的な施策を示しています。

- ・生活寮等居住の場の拡充（15～17年度で1030人増）
- ・日中活動の場の拡充（15～17年度で1260人増）
- ・ホームヘルプサービスや生活支援事業等の充実
- ・体験型生活寮の設置
- ・入所施設での地域移行を目指した自立訓練事業の実施
- ・入所施設利用者が生活寮等に体験入居する機会を設ける

このような行政の動きに先がけ、ピープルファースト東京では都内の自立生活センター等と連携して、約7年前から知的障害者の地域生活支援に取り組んできました。7年間で約20人が入所施設や親元から離れて、自立生活やグループホームでの生活を始めました。自分たちが実際に地域で生活を行い又他の知的障害者の生活を支援をする中で、具体的にどのような支援があれば地域で生活することができるかが明らかになってきました。

1. 地域生活に必要な介護や生活支援

居宅介護	サービス内容
身体介護	入浴、排泄、食事、着がえ、薬をのむ、顔をあらう、歯みがき、ひげそり、つめきり等
家事援助	調理、食事準備、後かたづけ、買い物、掃除、整理整頓、洗濯、布団干し、ごみすて等
日常生活支援	上記身体介護、家事援助に加えて下記の内容をふくむもの <ul style="list-style-type: none"> ・見守り 自傷・他害の防止や、上記身体介護や家事援助の内容への声かけなどが中心 ・コミュニケーション支援 説明書などを読む、電話への対応、むずかしい話の説明など ・移動介護 公的機関、通院、余暇活動、デパート等での買い物、会議への参加等 ・金銭利用支援 お金をおろす手伝い、買い物のときのお金に関するサポート ・話し相手

	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の調整 ・緊急時の対応 体調不良時の病院へのつきそい、電機コードから火が出た場合、近所とのトラブル
自立生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の援助 ・金銭管理の支援 銀行口座の開設、家賃・水光熱費の引き落とし、お金のおろし方や使い方の相談 ・健康管理の支援 病院を選ぶ相談、病院への同行、病気の内容や薬に関する説明、薬の管理など ・1週間、1ヶ月、1年という単位での生活のプラン作りの支援 ・社会資源のコーディネート ヘルパーを入れる時間の相談、事業所との調整、日中活動の場を一緒に探すなど ・就労の支援 求人広告を見てできそうな仕事を一緒に探す、面接への同行、ジョブコーチなど ・悩み事や日常生活で困った場合（例えばエアコンの操作がうまくできない等）への電話での対応

〔知的障害者へのホームヘルプサービスの具体的内容例〕

サービス内容	具体的内容
<p>1 介護</p> <p>① 入浴</p> <p>② 食事</p> <p>③ 排泄</p> <p>④ 衣類着脱</p> <p>⑤ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴習慣がついておらず、自分できちっと体や頭を洗えない者について、背中を流し、洗髪等を行う。 ・病気等のため、食事ができない場合の介助。 ・排便後の処理の介助。 ・四季に応じた服装の選択、その場の状況に応じた服装への着替えの介助。 ・ひげそり、つめきり、耳そうじの介助。 ・薬の管理（一週間分の薬の仕分け等） ・自傷・他傷、異食行為等のある者の危険防止への対応。
<p>2 家事</p> <p>① 掃除、洗濯</p> <p>② 買い物</p> <p>③ 関係機関への連絡</p> <p>④ 炊事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週に1～2回の掃除、洗濯。 ・食料品や生活必需品等の購入。 ・行政機関、サービス提供機関等への申し込み、手続きなど。 ・かぜで寝こんだ時などの食事の用意。
<p>3 相談、助言</p> <p>① 生活上の相談</p> <p>② 話相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における暮らしの相談。 ・コミュニケーション支援。 ・対人関係が不得手であり、コミュニケーションの持てる友達も少ない者への対応。
<p>4 外出時の移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関、病院、美術館、映画館、遊技施設、デパートなどへの道案内。 ・事務手続きの支援。 ・病院などの待ちあい室で、順番を待つための支援など。

平成12年3月6日「障害保健福祉主管課長会議資料」より

2、常時の見守りを必要とする利用者の状態について

下記のような行為を頻繁^{ひんぱん}に行っている知的障害者の場合には、地域生活を継続していくために、グループホーム、デイサービス、ホームヘルプサービスなど、何らかの形で常時の見守りが必要だと考えられます。

(1) 本人の安全や健康を害する行為	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の髪の毛を抜いたり、自分をたたいたりといった自傷^{じしょうこうい}行為 ・電車や歩いてどこかへ行って何日も帰ってこない ・部屋の中でコップやガラスなどを割ってしまう ・1人でいると食べ物を何でも食べてしまう ・1人でいると何も食べない、飲まない状態 ・失禁^{しっかん}が頻繁^{ひんぱん}にある場合 	
(2) 近所や地域とのトラブルにつながる行為	
<ul style="list-style-type: none"> ・部屋で大きな物音をたてる、大きな声を出す、大きなボリュームでテレビや音楽を聴く ・いたずらで消防車や救急車をよぶ ・駅、デパート、マンションなどで非常ベルをならす ・人前で裸になろうとする ・さびしかったり、退屈なときに昼夜かまわず電話をかけまくる 	
(3) 法律に触れるような行為	
<ul style="list-style-type: none"> ・お金がないときにコンビニやビデオ屋から勝手に物を持ってきてしまう ・お金がないときに店で食事をし、逃げて帰ってきてしまう ・感情的になったときに、身近な人や他人をなぐったり、つきとばしたりする ・いたずらで火をつける ・キーのついている車を探して運転してぶつけてしまう ・痴漢^{ちかん}などの性的犯罪 	

3. 介護（見守りを含む）の必要量について

要介護度	必要な頻度	介護の内容
要介護D	週1～3回程度介護が必要な人	身体介護、家事援助、日常生活支援、緊急対応などについて常時ではない部分的な支援が必要な人 外出時＝慣れていない場所に行く際には支援が必要

要介護C	毎日3～5時間程度介護が必要	家事援助、日常生活支援、緊急対応などについて毎日部分的な支援が必要な人 外出時＝慣れていない場所に行く際には支援が必要
要介護B	毎日8～16時間程度介護が必要な人	身体介護、家事援助、日常生活支援、緊急対応などについて起きて活動している間は支援が必要な人 外出時＝近所以外の外出には常時支援が必要
要介護A	毎日24時間程度介護が必要な人	身体介護、家事援助、日常生活支援などについて24時間支援が必要な人 外出時＝近所も含めて常時の支援が必要

上記の要介護Aまたは要介護Bに該当する人は、前項の「常時の見守りを必要とする状態」にあてはまる人がほとんどです。必要とされる介護時間については、日中活動や、グループホーム、ホームヘルプサービス等の社会資源を組み合わせ活用していくことが考えられます。

4. 自立生活（1人暮らし）について

自立生活については、親元や入所施設、グループホーム等から出て生活をしたいという本人の希望が基本になりますが、特に常時の見守りを必要とする利用者で下記のような場合にも地域生活を継続するために1人暮らしでの生活支援が望ましいと考えられます。

- (1) 家族との同居がその利用者の障害状況から考えて困難であること。
- (2) 利用者本人は入所施設や病院での生活を望んでいない、あるいは拒否していること。
- (3) グループホームでの生活は本人の障害状況から考えて困難であること。
- (4) その地域では、行政の制度を活用し団体や事業所の支援があれば1人暮らしが可能であること。

特に1人暮らしの知的障害者の生活支援においては、長時間のホームヘルプサービスを必要とするケースが多いため、全身性障害者と同様に身体介護、家事援助、見守り等をふくんだ「日常生活支援」の類型を使えるようにしてほしいと考えます。

(事例1) 就労支援が必要な軽度知的障害者Qさん

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5							就労
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							就労
23							
24							

支援費 決定量(1月実績)

介護受給時間数
(一ヶ月最大)


日常生活の生活費の内訳

収入	給料	80,000円
	福祉手当(市)	6,000円
	障害基礎年金	66,417円
	合計	152,417円

* 必要に応じて地域の団体が就労支援、金銭管理の支援を行っている。求人雑誌等をもて週に数回アルバイトを行っている

(事例2) 金銭管理の支援が必要な軽度知的障害者Rさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17					家事援助		
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

 は団体の負担により緊急対応を行う時間帯


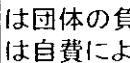
支援費 決定量	
介護受給時間数 月最大)	(一ヶ 移動6 家事13.5

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)		
収 入	生活保護	83,293円
	福祉手当(市)	6,000円
	障害基礎年金	66,417円
	合計	155,710円

* 地域福祉権利擁護事業を活用し金銭管理の支援を行っている

(事例3) 毎日昼間の介護が必要な中度知的障害者のHさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10	今回移動 当事者活動 18H 2H (1月7日 3時)	当事者活動					
11							
12							
13							
14			家事4H	家事4H	家事3H	家事3H	家事3H
15							
16					身体2H	身体2H	身体2H
17							
18			家事1H	身体3H	身体3H		
19							
20	身体2H	身体2H					
21							
22							
23							
24							


 は団体の負担により緊急対応を行う時間帯
 は自費により介護を行う時間帯

支援費 決定量	
介護受給時間数 月最大)	(一ヶ 身体70 家事85 移動8

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)		
収入	扶養年金	30,000円
	障害基礎年金	66,417円
	福祉手当(都)	15,500円
	当事者活動給料	20,000円
	貯金より	60,000円
	合計	191,917円

(事例4) 毎日10時間程度の介護が必要な重度知的障害者Cさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8	身体1.5H	身体1.5H	身体1.5H	身体1.5H	身体1.5H		
9	デイサービス	デイサービス	デイサービス	デイサービス	デイサービス	身体3H	身体3H
10						移動3H	移動3H
11							
12							
13							
14	家事4H	家事4H	家事4H	家事4H	家事4H	家事4H	
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

 は団体の負担により緊急対応を行う時間帯

支援費 決定量	
介護受給時間数 月最大)	(一ヶ 身体62 家事124 移動30)
デイサービス	区分2 最大月23回

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)		
収入	扶養年金	30,000円
	障害基礎年金	66,417円
	福祉手当(都)	15,500円
	重度手当て	60,000円
	特別障害者手当	26,780円
	合計	197,917円

金銭管理、健康管理等はコーディネーターが中心となり
介護者が協力しながら行っている